

1 平成30年感染症発生動向調査概況

(1) 感染症発生動向調査事業概要

本事業では、平成11年4月1日から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、感染症に関する情報を迅速に収集、解析、提供及び公表することにより、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的としています。

平成30年12月末現在、届出対象となる感染症は一類感染症 7疾患、二類感染症 7疾患、三類感染症 5疾患、四類感染症 44疾患、五類感染症 48疾患(全数 24疾患、定点把握 24疾患)、新型インフルエンザ等感染症 2疾患、法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症が2疾患の計115疾患です。

情報収集は患者を診断した医師からの届出によるものであり、一類から五類の全数把握感染症については市内の全医療機関、五類の定点把握感染症及び疑似症については延べ225箇所の指定届出機関(インフルエンザ定点 69, 小児科定点 43, 眼科定点 10, STD定点 13, 基幹定点 1及び疑似症定点 90からなる)の協力を得ています(平成30年12月末現在)。

市内医療機関から届出された感染症情報を管轄の保健センターを経由して入手・収集し、国へ伝達するとともに京都市感染症週報及び月報、緊急情報等によって、感染症情報の解析結果を保健センター、指定届出機関(定点の医療機関)、京都府医師会及び教育委員会等にインターネットやFAXで提供・還元しています。

また、電子メール配信サービスを通じても感染症情報を提供しており、

「医療従事者向け京都市感染症情報」

(配信登録アドレス:<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000179736.html>),

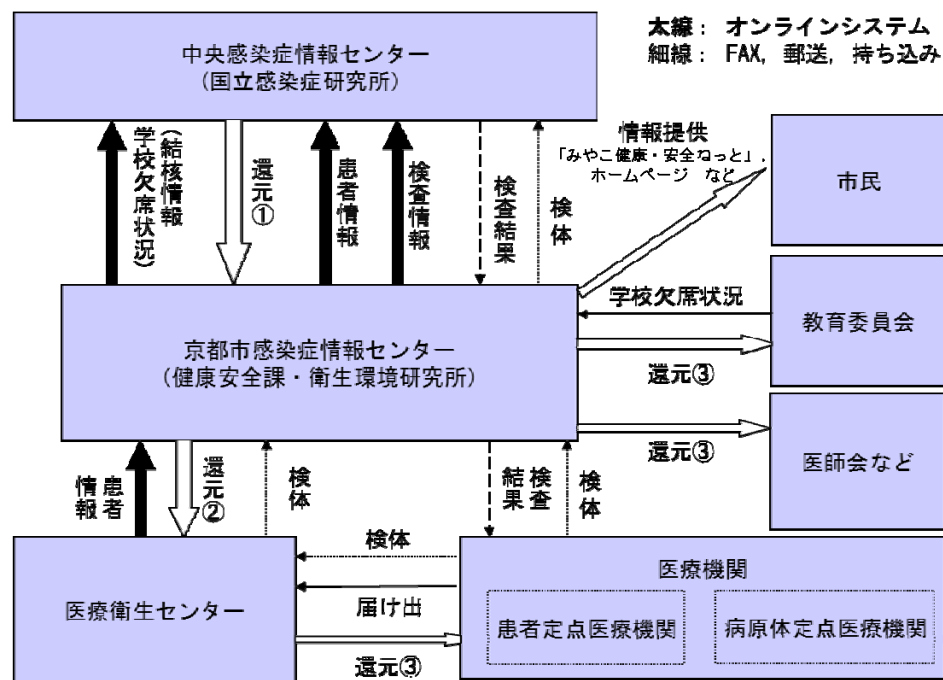
「健康危機管理情報電子メール配信(みやこ健康・安全ねっと)」

(配信登録アドレス:<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000023349.html>)

により行っています。

さらに、医療衛生推進室健康安全課や衛生環境研究所のホームページにも感染症情報を掲載しています。

京都市感染症発生動向調査事業実施体制



還元① 国の「感染症週報/月報」及び全国の患者情報のデータ、検査情報のデータ

還元② 「京都市週報/月報」と「京都市こどもの感染症」及び国の「感染症週報/月報」

還元③ 「京都市週報/月報」及び国の「感染症週報/月報」（医療従事者向け配信サービス等）